

平成26年11月28日
総務文教常任委員会 会議録 審査内容
◇会議録

- 1 日 時 平成26年11月28日
開会 11時43分 閉会 14時24分
- 2 場 所 役場 5 階会議室
- 3 出席者 委員長 前川雅志 副委員長 田口廣之
委員 小川純文 乾邦廣 芳滝仁 中橋友子(6名)
- 4 傍聴者 小島智恵 谷口和弥 野原恵子 増田武夫 佐藤記者(勝毎)
- 5 説明員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明
教育長 飯田晴義
教育部長 森範康 企画室長 伊藤博明
学校教育課長 川瀬康彦 企画室参事 細澤正典
学校教育係長 守屋敦史 企画室副主幹 谷口英将
- 6 事務局 局長 野坂正美 課長 萬谷司 係長 佐々木慎司
- 7 調査及び審査事件
(1) 付託議案の審査について
① 議案
議案第64号 幕別町いじめ防止対策推進委員会条例
議案第65号 幕別町修学支援資金条例
議案第81号 とちち広域消防事務組合の設立について
議案第82号 東十勝消防事務組合規約の変更について
議案第83号 東十勝消防事務組合の解散について
② 請願
請願第1号 『「南京大虐殺」「従軍慰安婦」のねつ造に対する公正な歴史認識の徹底検証及び対応を求める意見書』の提出を求める請願書
(2) 所管事務調査について
(3) その他
- 8 調査及び審査結果 別 紙

委員長 前川 雅志

◇審 査 内 容

(11:43 開会)

- 委員長（前川雅志） ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

本日の議事日程につきましてはお手元に配布のとおりであります。

それでは①番、付託議案の審査について行いたいと思います。

はじめに、議案第64号 幕別町いじめ防止対策推進委員会条例を議題といたします。説明を求めます。教育部長。

- 教育部長（森範康） 議案第64号 幕別町いじめ防止対策推進委員会条例につきましてご説明申し上げます。

はじめに、本条例提案に至るまでの状況につきましてご説明を申し上げます。先月10月21日の総務文教常任委員会におきまして、幕別町いじめ防止基本方針案についてご説明いたしました内容と重複する部分もあると存じますが改めて簡単にご説明申し上げます。

ご承知のとおり国は、平成25年6月にいじめ防止対策推進法を制定いたしました。以下、法と省略させていただきます。同法第12条におきまして、国のいじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとするとしておりますことから、本年3月に開催されました平成26年第1回町議会定例会の教育行政執行方針の中で、本年上半期を目途に本町の基本方針の策定を目指すとして表明させていただいたところです。

先月の総務文教常任委員会における説明の後、中学校校下を対象とした町内4カ所で行われたネットワーク会議でのご意見等も伺った後、10月30日の教育委員会会議におきまして、幕別町いじめ防止基本方針が決定されたところであります。以下、町基本方針と省略させていただきます。

町基本方針は、いじめの防止等のために町、教育委員会、学校の取り組みにつきまして、国の基本方針をベースにしつつ、町の単独施策を盛り込んで対策の手法を定めたとところであります。法第14条第3項におきまして、地域におけるいじめ防止等の対策を実効的に行えるようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。附属機関の設置については任意となっておりますが、本町におきましては、いじめの防止等の対策に加え、教育委員会自らが学校におけるいじめの実態調査をはじめ、重大事態の事実関係を明確にするための調査を行うため附属機関として幕別町いじめ防止対策推進委員会を設置することとしたものであります。

それでは条文に従いましてご説明を申し上げます。

第1条は設置の根拠を規定したものであります。いじめ防止対策推進法の第14条第3項につきましては前段ご説明させていただいたとおりであります。法第28条第1項におきまして、重大事態と同種の事態の発生の防止に資するためすみやかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。と規定されているところであります。

なお、法に規定する重大事態につきましては、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき、または児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた時とされております。以下、推進委員会と省略させていただきます。

第2条につきましては所掌事項を規定したものであります。第1号は法第12条に規定

する町基本方針を策定したところであり、町基本方針に基づくいじめの防止等、これはいじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処を指しますが、これらについての対策を実効的に行う調査研究および審議を行うものであります。第2号は、町立学校におけるいじめの事案について、法第24条の規定による学校の設置者の措置として、いじめ事案に係る必要な調査を行うとともに、法第28条の規定に基づく重大事態に係る事実関係の調査を行うことを定めるものであります。

第3条につきましては組織について規定したものであります。委員は5人以内で組織し、その委員につきましてはいじめの防止等に関し専門的な知識および経験を有するもの、その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱するものであり、任期を2年、補欠任期は前任者の残任期間、再任されることができるとするものであります。

第4条につきましては会長および副会長の設置について規定したものであります。委員の互選により会長および副会長を置き、会長は推進委員会を代表し、会務を総理するものであり、副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき、会長が欠けるときはその職務を代理するものであります。

第5条につきましては会議の運営を規定したものであります。会議は委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができず、議事につきましては出席委員の過半数により決し、可否同数の時は会長の決するところとするものであります。

第6条につきましては関係者の排除について規定したものであります。いじめの事案につきましては、複雑な人間関係も想定されますことから、重大事態の調査を行う場合におきまして、委員に重大事態の関係者と、直接の人間関係または特別の利害関係を有する者がいる場合につきましては、この委員を調査に出席させないことができるとするものであります。

第7条につきましては調査委員の設置についてであります。推進委員会の所掌事項を遂行するために必要があるときは、調査委員を置くことができるものとし、その調査委員につきましては、学識経験その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱するものであります。

第8条につきましては秘密の保持について規定したものであります。いじめの事案の調査につきましては、個人情報の保護が特に重要でありますことから、委員および調査委員につきましては、職務上知りえた秘密について、その職を退いた後につきましても秘密を保持するよう定めるものであります。

第9条につきましては委任規定であります。附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

- 委員長（前川雅志） 説明が終わりました。委員の皆様からご質問等ございましたら挙手の上発言をお願いいたします。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 第3条の委員の構成なのですけれども、5人を適当とされた理由ですね。これは第6条の中で、例えばその重大な公平性が損なわれる場合には出席させないということになると、5人以内の中で出席できないのは、そういう事態にならないことは望みますが、そういう方が1人だと4人。委員長が出ると3人ということで、非常に少ない中でこういったことが議論されていくなと思ひまして、5人に至ったにはそれなりの根拠があって示されると思いますので、ご説明いただきたい。もう一つは、附属機関にするということですね。こういった推進委員会等は、これまでも専門家に委ねる部分と、公募をするというようなやり方もあったかと思うのですが、今回は公募は一切

設けずに教育委員会が適当とするものと決めておられます。そこに至った理由もお聞きしたいと思います。

- 委員長（前川雅志） 学校教育課長。
- 学校教育課長（川瀬康彦） まず5人の構成ということでございます。5人ということはより実効的に、素早く動けるようにということで。また、他市町村の同様の物を鑑みまして決めております。
- それと、公募に至っていないという経緯でございますが、こちらの関係につきましてはデリケートな部分でもありますし、専門性を非常にもとめるものであります。教育委員会としましては、そちらの方を重視いたしまして、公募ということは規定しないということにしているところであります。
- 委員長（前川雅志） よろしいですか。中橋委員。
- 委員（中橋友子） これは幕別町だけではなくて、他の市町村も参考にされたということですが、管内でいたいこういう設置の仕方では推進委員は定められているのでしょうか。
- 委員長（前川雅志）
- 学校教育課長（川瀬康彦） 管内におきましては、当町が附属機関ということで初めての設置条例になります。参考でございますけれども、道外の市町村も参考とさせていただきます。例えば岐阜市におきましては学識経験者、医師等で3名。それと彦根市では条例規則ともに具体的な職名の明記はしておりませんが5名以内。以上でございます。
- 委員長（前川雅志） よろしいですか。中橋委員。
- 委員（中橋友子） わかりました。いじめですから、一人一人の人権、人格にかかわっていくことですので、慎重に対処されるというのはそのとおりだと思います。ちなみにうちの町として、専門的な知識および経験というのはどういった人を描いて定められたのか、そこも伺っておきたいと思います。
- 委員長（前川雅志） 学校教育課長。
- 学校教育課長（川瀬康彦） 道のスクールカウンセラー事業により配置しておりますスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それと主任児童委員、人権擁護委員、保護者等の選任を予定しているところであります。
- 委員長（前川雅志） ほかに。中橋委員。
- 委員（中橋友子） スクールカウンセラーは幕別では今何人いるのか。もちろん町に在住されている方だと思うのですが、基本的には町民となっておりませんので町外の方でも可能なのか伺います。
- 委員長（前川雅志） 学校教育課長。
- 学校教育課長（川瀬康彦） 道のスクールカウンセラーは今1名、町内におります。スクールソーシャルワーカーについては1名ということになります。ともに町内に住んでいるところであります。原則町内にお住まいの方と考えているところであります。
- 委員長（前川雅志） ほかにご質問ありませんか。芳滝委員。
- 委員（芳滝仁） 中橋委員からお尋ねあったことも聞きたかったことで、それは了解いたしました。あと、各学校との関係ですね。これは日常的にもそうでしょうし、重大な事態やいじめが具体的に発生したときも含めて、教育委員会の附属機関なのですけれども各学校とはどういう関係を持って活動されるのかということがないものですからそこをお伺いしたいと思います。
- 委員長（前川雅志） 学校教育課長。
- 学校教育課長（川瀬康彦） 各学校との連携であります。当町のいじめ防止基本方針につきましては、いじめがわかった場合、またはそれと思われる場合につきましては学校

が、まず組織がございますのでそちらで対応し、それにつきましては教育委員会の方に報告することになっております。それと、学校でいじめの調査を、道の調査でありますけれども年2回しております。そういった情報をこちらの推進委員会の会議の場にご提示しながら関係性を結びたいと思っているところであります。また、ここの推進委員会では、さきほどの調査委員というところでございますが、こちらの方に今までいじめの防止、啓発というところで標語の関係とかの事業をしておりました。そこをこの委員とともに事業を継続していくというところも考えているところでございます。

- 委員長（前川雅志） ほかに。芳滝委員。
- 委員（芳滝仁） いじめ防止のことについて、一番責任を持ってされるのは学校ですね。それはきちっと明確にさせていただかないとならないと思う。その上でなお、いじめ防止について推進をしていくという形で委員会を設置するのだという、構えのところを明確にしておいていただきたいと思います。そうでないと、いじめのことについてこの委員会が対応することになったら変な話になるものですから。基本的に学校が対応。責任を持って対応する。その辺のところをここにはないものですから、そういうことで良いのかお伺いしておきたいと思います。
- 委員長（前川雅志） 教育長。
- 教育長（飯田晴義） 推進委員会の役割ということであります。推進委員会の役割について、個別の事案に対応するというのではなくて、まず個別の事案が発生したときはまず学校が調査、事実を明らかにして対応していく。当事者に対してケアをしたり、解消に向けて努力をしていくということになりますし、教育委員会においてはそれがもう少し問題が大きくなったときには教育委員会と連携、協議をしながら対応策を教育委員会として指示していくという形になります。
- ではこの推進委員会はどうなるのかというところでですね、まずは全体的ないじめの防止等についてどういった対策を取ることによって防止できるのかといった、総括的な調査研究をしていきたいと思います。もう一つは、重大事態、部長から先ほど説明しましたように、身体生命に重大な影響を及ぼす恐れがある、あるいは不登校になるというような事態になった時にはこの委員会が実際に調査をするということはある得るということですよ。以上です。
- 委員長（前川雅志） ほかに。乾委員。
- 委員（乾邦廣） 私、このいじめ基本条例を作っても、100%いじめはなくなるまいだろうと思っておりますけれども、これは考え方に、いじめが発覚してから対応では遅すぎる。やはり未然にいじめを防ぐ対応策をしっかりと考えるべきと思っておりますけれどもその対応策は何かありますか。
- 委員長（前川雅志） 教育部長。
- 教育部長（森範康） 町の基本方針の中でも町の対応、学校の対応を含めて未然防止、早期発見、対処。その3項目を立てていじめが起きないように、起きた場合にどう動くのかを含めておまして、その方針に基づいて条例を制定しているところでありますけれども、さきほど教育長が言いましたように、推進委員会本体自体が未然防止を含めて幕別町としてどうしていったらいいのだということを調査研究していただくという組織でありますので、その中で検討を深めていくという考えであります。以上です。
- 委員長（前川雅志） ほかにございせんか。よろしいですか。説明を終了させていただきたいと思います。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（前川雅志） 休憩を解いて再開いたします。いじめ防止対策推進委員会条例に

についての説明は終わりました。次に議案第65号 幕別町修学支援資金条例について説明を求めます。教育部長。

- 教育部長（森範康） 議案第65号 幕別町修学支援資金条例につきましてご説明申し上げます。はじめに本会議におきまして副町長が提案説明で申し上げましたが、改めて説明を申し上げます。

現行の幕別町奨学資金条例につきましては昭和44年に町民の方から奨学資金として役立ててほしいと300万円の寄付の申し出が町にありましたことから、町は奨学資金積立基金を設置し、現行条例を定め、運用益を財源として昭和45年度から奨学資金を給付してきたところであります。

本年度、国はすべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金、いわゆる高校生等奨学給付金制度を創設し、都道府県に対し所要経費の3分の1を交付するとしたところであります。

北海道におきましてはこの交付金を活用し、平成26年8月に北海道高校生等奨学給付金制度を創設いたしましたことから、本町におきましては、道の制度に準拠しつつ所得要件を道の制度より拡大、上乘せしたうえで、新たな制度として組み立て、修学をめざすより多くの高校生の支援をするべく、幕別町奨学資金条例を全部改正するものであります。

次に、今回の全部改正に併せまして、条例名を奨学から修学に改めたところでありますが、奨学という言葉には能力のある学生に対し学問をすすめる、あるいは学術研究を奨励するという意味合いがありますことから、学んで知識を得る、あるいは学問を修めるといった場合にも用いられます修学という言葉に改めるものです。

次に、現行幕別町奨学資金条例と、今回提案をいたしました幕別町修学支援資金条例との主な改正内容につきましてご説明申し上げます。

1点目は、道の給付金制度につきましては、生活保護世帯および保護者の前年の所得に対する市町村民税所得割額の非課税世帯を支給対象としておりますが、市町村民税非課税世帯であっても、世帯の収入金額が生活保護基準の1.3倍未満までの世帯を給付対象とするものであります。

2点目は、学業成績要件を撤廃した点であります。以下、条文に従いましてご説明申し上げます。

第1条は目的を規定したものであります。

第2条は給付対象者について規定したものであります。第1項につきましては高校生または保護者等が町内に住所を有すること。第2号につきましては給付の対象となる世帯の収入金額が生活保護基準の1.3倍未満であって北海道高校生等奨学給付金の支給対象である市町村民税所得割が非課税である世帯を除くものであります。

第3条は給付額について規定したものであります。

5ページをご覧ください。

別表のとおり世帯区分、在学する高等学校等の家庭に分け、公立、私立それぞれの額を定めるものであります。北海道の支給額につきましては国庫補助額と同額とし、平成22年度子どもの学習費調査に基づき算出した国の単価を使用しているものであり、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費相当額など、それぞれの学校等におきまして必要とする経費額を決定しているものであります。本町におきましては、北海道の支給額に合わせ、世帯区分1の場合の通信制以外の高等学校等に通う高校生のいる世帯は、公立高等学校は年額3万7400円、私立高等学校は年額3万8000円、通信制の高等学校等に通

う高校生のいる世帯は公立が年額2万7800円、私立は年額2万8900円とするものであります。

世帯区分2につきましては、23歳未満の兄、姉を第1子と数え、高等学校等に修学する第2子以降の給付額を定めるものであり、通信制以外の公立は年額12万9700円、私立は年額13万8000円、通信制の公立は年額3万6500円、私立は年額3万8100円とするものであります。

3ページにお戻りください。

第4条は給付期間等について規定したものであります。給付を受けることができる期間は、高校生が高等学校等に修学している期間とし、高校生一人当たりの給付の上限を通算3回、定時制、通信制の場合は4回を上限と定めるものであります。

4ページになりますが、第5条は給付手続きについて規定したものであります。給付を受けようとする保護者等は、毎年度教育委員会が定める日までに、教育委員会に申請するものであります。

第6条は給付決定について規定したものであります。教育委員会は修学資金の申請があった時は審査を行い、給付の可否を決定し、申請者に通知をするものであります。

第7条は給付方法等について規定したものであります。修学支援資金は年3期に分割して支給するものとし、年度の途中で給付の決定を受けた者につきましては第3条に規定する給付額を月割りによって算出するものであります。

第8条は給付の停止について規定したものであります。教育委員会は修学支援資金の給付決定を受けている者が、次の1号から5号のいずれかに該当すると認めた時は給付を停止するものであります。1号は、町内に住所を有しなくなったとき。2号は、当概年度の保護者全員の所得の増により、給付対象者として該当しないと認めたとき。3号は、辞退の申出があったとき。4号は、高校生が給付を受ける者として適当でない事由が生じたとき。5号は、高校生が高等学校に在籍しなくなったときであります。第2項につきましては、給付の停止は、事実の発生した日の属する月の翌月からとし、第3項におきまして、教育委員会は、給付の停止を行ったときは、受給者にその旨通知するものであります。

第9条は給付決定の取消し等について規定したものであります。教育委員会は、申請に事実と異なる記載があったことが判明したときは、給付の取り消し、又は変更するものとし、第2項におきまして、取消し又は変更を行った場合において、給付すべき額を超えて給付がされているときは、期限を定め返還を命ずるものであります。

5ページをお開き下さい。

第10条は委任規定であります。

附則第1項は、本条例の施行日を公布の日からとするものであります。

附則第2項および第3項は、経過措置であります。条例の制定や改廃に伴い、新しい条例への移行のために既得権や既得の地位の尊重、保護、また急激な変化の緩和を図るため、制度改正前に受給している者に対し経過措置を設けるのが法の考え方であり、ことから、現行条例により現に奨学資金の給付を受けている高校生についての措置であります。

第2項は、本条例の施行日において、高等学校等の第3学年の高校生のいる世帯の保護者等につきましては、道の給付金制度の対象者ではありませんことから、施行日前において現に改正前の幕別町奨学資金条例の適用を受けていた者の奨学金につきましては従前の例により支給をするものであります。

第3項は、施行日において、高等学校等の第2学年の高校生の保護者等については、

生活保護基準の1.3倍未満につきましては新条例の給付対象となりますが、施行日前に現に旧条例の支給を受けていた世帯収入金額が生活保護基準の1.3倍以上1.5倍未満の世帯につきましては、新条例の給付対象とならないので、第2項と同じく従前の例により支給するものです。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 委員長（前川雅志） 説明が終わりました。質疑等ございましたら挙手の上発言をお願いいたします。中橋委員。

- 委員（中橋友子） 本会議で副町長からご説明いただいた時に予算の事なのですが、この事業は国が定めて、都道府県に対して3分の1の、国がお金をだすということでしたね。今度道の制度として実施し、町は町としてこれまでの制度をこれに整合させてやっていくものだと理解するのですが、今までの幕別町の奨学資金の内容より前進するということが大事な所ではないかと思うのです。

それで、ご説明の中の学業、その判断基準にしていた学業を無くすというのは大変ずっと大事なことだということを取り上げてきたことでありまして、それは良かったと思うのですが、一方これまでの基準が1.5倍であったものが1.3倍に下がりましたよね。これの影響がどうなるのかということです。

それと、さらに拡充される部分では23歳、つまり大学に行っているなどが想定されている扶養の兄、姉がいる場合というのは今までなかったことだと思いますので、こども充足されるのだと思います。それでですね、1.5倍から1.3倍にした理由と影響ですね。

二つ目の質問。別表でいきますと1で年額3万7400円ということですが、これまでより下がるのではないかと。今まで、高いときは7千円の時代がありましたが、ことしは4千円の給付だと思います。4千円であれば年額4万8000円ですよね。でもここでは3万7400円ということですから、これは下がるということはやはり後退につながるのではないかと。思うのですけれども、その辺の考え方ですね、まずそこを伺いたいと思います。

- 委員長（前川雅志） 学校教育課長。
- 学校教育課長（川瀬康彦） 生活保護基準の1.3倍未満を対象にした理由ということでございます。現行の奨学金運営につきましては、毎年度、奨学資金選考委員会において諮問、答申していただきまして、今まで生保対比1.5未満ということになっていたところです。一方、小中学生を有する世帯が対象となる就学援助につきましては、生保対比1.3倍未満ということでありまして、町として、経済的に困窮している者、その考え方を統一を図りまして、1.3未満ということにさせていただきたいというところであります。

それと、影響でございます。影響につきましては、今の高校生で試算いたしますと、1.3から1.5未満の範囲内で約40名いることとなります。別表1、年額3万7400円。こちらにした理由ということでございますが、こちらは国、道の制度に合わせまして、これを補完するという考えでございましてこの金額と。また、学用品等々、そちらの方も鑑みながらこの額にさせていただいているところです。

- 委員長（前川雅志） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 一つには、予算配分はどうなるのでしょうか。この制度に切り替えていった場合に、予測される予算というのは、幕別町独自で持ち出す予算というのはどのくらいになるのですか。国や道の制度が整備されて、町が実施されるときに、整備された以上はこれまでの制度よりはよくなるというのが普通の流れだと思うのですけれども、実際には金額が下がっているということが、なかなか理解できない面がありまして、もう一度予算の使い方、うちの持ち出しはこの制度が実施されることによってこれまでよりも増えるのかどうか。

- 委員長（前川雅志） 教育部長。
- 教育部長（森範康） 前段に先ほどの、第1子3万7400円が、4万8000円に比べて下がるのではないかとのお話がありました。第1子分には確かに現行の4万8000円で考えますと下がりますけれども、道の考えも含めてですが、第2子以降につきましては同じ4万8000円が13万円近い数字に変わりますので全体としては、子どもの多い世帯についてはかなり増額になるかなと考えております。それとこの制度、この改正によりまして、現在の奨学資金で見ていることしの予算ベースですけれども312万円程度でございました。だいたいこれが支出される予定でありますけれども、この制度によりまして新たな条例としてスタートしたあかつきにはだいたい430万円程度の予算を必要とすることになります。これについてはすべて単費、町単費の支出ということになります。以上です。
- 委員長（前川雅志） 教育部長。
- 教育部長（森範康） 道の給付金制度は平成26年8月から始まっています。その対象は、第1学年のみでございます。その対象世帯につきましては生活保護世帯、それから市町村民税非課税世帯、この二つのみであります。幕別町は、その制度に上乗せをしまして課税世帯の生活保護基準1.3倍未満までを拡大して給付させていただこうという考えですので、道の非課税世帯までですから、幕別町は課税世帯のうち1.3基準未満の世帯までは町独自の給付金によって修学を支援したいという考えでございます。以上です。
- 委員長（前川雅志） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 上乗せされたということなのですけれども、さきほど40人と言いましたか、この制度で対象となる人。
- 委員長（前川雅志） 学校教育課長。
- 学校教育課長（川瀬康彦） 訂正させていただきますけれども、先ほどこの制度によりまして1.3から1.5が約60人影響が出るだろうと考えられております。課税世帯、さきほど言いました当町の単独で支給するところは平年ベースでだいたい60人に対して支給するということになります。
- 委員長（前川雅志） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） よくわからなくてすみません。要するに、今まで幕別町は1.5でしたよね。それが1.3になると。その対象者が60人ということですか。
- 委員長（前川雅志） 学校教育課長。
- 学校教育課長（川瀬康彦） 1.3以上1.5未満。この方が平年ベースで考えますとだいたい40人いらっしゃるということでご理解いただきたいと思います。
- 委員長（前川雅志） 教育部長。
- 教育部長（森範康） 試算ですけれども、1.3倍と今回設定されました基準を1.5倍まで拡大した場合には約250万円弱の増と考えております。それと、例えば就学援助、小中学生対象のが今1.3ですけれども、例えば同じように1.5倍に拡大した場合、その増額分は1900万円程度という数字になりますので、例えば両方とも1.5まで引き上げたとする場合は2100万円強の予算増と試算しております。
- 委員（中橋友子） 就学援助まで伺っているわけではないのです。要するに今、幕別町の対象者は、成績要件はありますけれども、生保の1.5倍までの人を対象にしていたと。第1子とか2子とか関係なく。対象となっていた生徒さんの数というのは、平成23年の申請で60人程度で、実際には選考によって50人を切る支給だったと思うのです。で、それは1.5で50人。これが1.5から1.3になったら、対象となる子どもさんが、いくら道が実施したといっても逆に減っていくのではないかとこの心配があるのですけれども、そうはなりませんか。

- 委員長（前川雅志） 小川委員。
- 委員（小川純文） 説明が、統一されて的を得て説明されてこない。もう少しこの現在と、せっかくこの条例で打ち出すわけですから、もう少し資料的に説明を完結に理解しやすい、対比するものを出していただいてやった方が。切れきれの説明ですから物事が続かない。もう少し審議しやすく資料整理してからもう一度していただいた方が、より一層理解を含んだ中でこの審議をしていきたいという考えもあるのでいかがでしょうか。
- 委員長（前川雅志） 小川委員からただいま、資料をもう少し整理していただいてもう一度審議をしたらどうかとの意見が出ましたが、みなさまどうですか。もう少しわかりやすい資料を用意していただくということで。よろしいですか。それでは今日の質疑というものはこの辺で終わらせていただいてよろしいですか。それでは説明員のみなさまが退席されますので暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（前川雅志） 休憩を解いて再開いたします。議案第64号 幕別町いじめ防止対策推進委員会条例についてであります。みなさまからご意見等ありますか。ご意見なければ採決をしたいと思いますが、この条例に反対の方はありますか。なければ議案第64号 幕別町いじめ防止対策推進委員会条例については可とすることに決定いたしました。

議案第65号 幕別町修学支援資金条例については、さきほど、もう少しわかりやすい資料を提示していただきながらもう一度継続して審議するというところでよろしいでしょうか。

（よいの声あり）

- 委員長（前川雅志） それでは議案第65号 幕別町修学支援資金条例については継続審査といたします。

ここで暫時休憩を取らせていただきまして、1時15分から再開したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

（暫時休憩）

- 委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第81号 とかち広域消防事務組合の設立についてから、議案第83号 東十勝消防事務組合の解散についてまでを一括議題といたします。説明を求めます。企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） 議案第81号 とかち広域消防事務組合の設立について、議案第82号 東十勝消防事務組合規約の変更について、議案第83号 東十勝消防事務組合の解散についての3件を一括してご説明申し上げます。はじめにお配りいたしました資料の説明をさせていただきます。

資料1は、本年8月6日の総務文教常任委員会においてご説明させていただいたものと内容は同じであります。

資料2につきましては今後のスケジュール等を後ほど説明する際に使用させていただきます。

それから別冊の分厚い、十勝圏広域消防運営計画並びに資料編につきましては、昨年の12月10日の総務文教常任委員会におきまして素案のご説明をさせていただきました。その後、パブリックコメントを経て本年3月に素案がとれて計画となったもので、内容に変更はございませんが、素案が取れましたことから改めてお配りいたしましたものであります。

それでは資料の1をご覧ください。はじめに議案第81号 とかち広域消防事務組合の

設立についてであります。設立の手続きの流れについてご説明いたします。この資料は先ほども申し上げましたとおり、本年8月6日の際にも説明をさせていただきましたが、規約制定の目的、手続き、スケジュールなどを記載いたしております。

1につきましては省略いたしますが、2の一部事務組合設立に関する手続きにありますように、地方自治法第284条では、普通地方公共団体は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができると定め、また第290条ではその協議については関係地方公共団体、今回は組合を構成する19市町村になりますけれども、その議会の議決を経なければならないとされております。本会議におきまして副町長の提案説明の際にも申し上げましたが、今月4日の市町村長会議において、規約案の最終的な合意に至りましたことから、今定例会に提案させていただいたところであります。

3の一部事務組合の設立スケジュールにありますとおり、19市町村の議会において、組合設立についての議決をいただいたのちに19市町村長の連名により知事へ申請し、知事からの許可をいただいて、その許可を5月を予定しておりますけれども、5月を目途に設立しようとするものであります。

それでは議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

十勝19市町村で消防団を除く消防事務の共同処理を行うため、地方自治法の規定に基づき議会の議決をいただき、規約を定めようとするものであります。自治法第287条には、規約に定める事項として、組合の名称や構成団体、共同処理する事務、事務所の位置などを規定しており、これにより規約案を作成しております。以下条文に従いましてご説明申し上げます。

第1条は、組合の名称をとまち広域消防事務組合と定めるものであります。

第2条は、組合を十勝管内の19市町村で組織すると定めるものであります。

第3条は、組合の共同処理する事務を、消防団に関する事務を除く消防に関する事務と定めております。

第4条は、組合の事務所を帯広市に置くと定めるものであります。

第5条は、組合議会の議員の定数を38人とし、関係市町村の定数をそれぞれ定めております。ここで別添の十勝圏広域運営計画資料編、こちらをご覧くださいませでしょうか。資料の1になります。表になっております。市町村別議員定数表がありますが、資料編の裏面になります。ここは市町村別の議員定数表の記載をしております。議員定数は、現在の十勝圏複合事務組合の定数を参考に、構成市町村数、19の倍数、38を基礎としております。市町村ごとの配分は、先行事例を参考に、半数の19人を均等割、残りの半数を人口按分により配分をしたものであります。人口按分で配分されていますのは、表にありますように平成22年の国勢調査で7千人を超えた9市町村で、幕別町は人口割では2人ということで、均等割も含めて3人が定数とされております。これは昨年12月の際にもご説明させていただいておりまして、その時と状況は変わっておりません。

議案の17ページにお戻りください。

第6条は、議員の選挙について定めております。市町村長を議員としております複合事務組合とは異なりまして、本組合の議員は、関係市町村の議会において議員の中から選挙すると定めております。ですので、すべて市町村議会の議員で議会を構成するということになります。

第7条は、組合議員の任期は、市町村議会の議員の任期と定めております。

第8条は、組合議会に選挙により議長、副議長を置くと定めております。

第9条は、議会事務局を置き、必要な職員を置くとしております。

第10条は、執行機関として組合長に帯広市長、副組合長に18町村の長と、組合長が指定する帯広市副市長の二人のうちの一人ということで合計19人を、会計管理者に帯広市の会計管理者をもって充てるとし、第11条でその任期を定めております。

第12条は、補助職員として消防職員とその他の職員を置き、定数は組合の条例で定めるとしております。

18ページに移りますが、第13条は組合に監査委員二人を置き、組合議員と識見を有する者のうちから各一人を議会の同意を得て選任すると定めております。

第14条は、監査委員事務局を置き、必要な職員を置くとしております。

第15条は、組合の経費の支弁方法について規定をしております。第1項では、組合の経費は、関係市町村の負担金、手数料、その他の収入をもって充てるとし、第2項においてその負担割合を定めております。第1号におきましては議会費を定めておりますが、議会費は、均等割20%と議員定数から1を減じた数による按分により算定する人口割合を80%としております。ですので、さきほど説明しましたとおり、議員定数には均等割で各市町村に1を配分しておりますが、その1を除いた、つまり人口に応じた議員定数配分によって負担をする。ですので、この人口に応じた議員定数配分のない町村は均等割のみの負担となるものであります。第2号においては公平委員会費、監査委員費その他の組合運営費、いわゆる共通経費と言った方がわかりやすいでしょうか。共通経費全般になりますが、均等割20%、人口割80%としております。こちらは純然たる人口割であります。この割合は、現在の複合事務組合の中の広域事業の割合と同様であります。第3号はこれら以外の経費、各消防署の人件費をはじめ、庁舎や車両の維持管理費等の署所経費と、各署に配備する車両の整備費等の施設、車両等経費は当分の間それぞれの市町村が負担する、いわゆる自賄い方式によって支弁するといったしております。

なお、広域消防運営計画の中にあつては、広域化後においても自賄い方式の解消に向けた検討をするため協議の場を確保するといったしております。

19ページをご覧ください。第17条は、規約で定めるもの以外の組合の管理と執行に関しては組合長が定めるとした委任規定であります。

附則についてであります。第1項においては規約の施行日を北海道知事の許可のあった日からと定めており、来年の5月を予定いたしております。

第2項は、平成28年3月31日までの間は、本来の消防事務を行わず、その消防事務に向けた準備行為を行うという経過措置を設けるものであります。

第3項においては、議案第83号でご提案いたしておりますが、平成28年3月31日で解散することとしております。北十勝消防組合、西十勝消防事務組合、南十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合の消防に関する事務と、池北三町行政事務組合の共同処理事務から除かれる消防事務のうち、消防団に関する事務を除いた事務を本組合、この広域の組合が承継すると定めるものであります。

次に議案第82号 東十勝消防事務組合規約の変更についてであります。

議案書は20ページ、議案説明資料は16ページになります。

十勝19市町村でとちかち広域消防事務組合を新たに設立することに伴い、東十勝消防事務組合の解散後の事務の承継を円滑に行うため、東十勝消防事務組合の規約に係る条文を追加するものであります。事務組合規約の変更につきましては、自治法の規定により議会の議決を経ることとされておりますことから本議会に提案をするものであります。

説明資料の16ページをご覧くださいませでしょうか。条文に沿いましてご説明をいたします。第13条の次に事務の承継を追加する1条を追加するものであります。

第1号では消防団に関する事務を除く消防に関する事務は、とちかち広域消防事務組合

が、第2号では消防団に関する事務は幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町それぞれの関係町が承継すると定めるものであります。このことから、平成28年4月1日の消防事務の共同処理の開始時までには現在東十勝消防事務組合において定めております消防団の設置、また消防団員の定数等の条例をはじめ例規の整備をすすめることといたしており、現時点では来年の12月定例会に、これら消防団関係の条例の提案を予定いたしております。

議案書の20ページにお戻りください。20ページの下に附則がありますけれども、附則についてありますが、施行日を北海道知事の許可のあった日からとするものであります。

次に議案第83号 東十勝消防事務組合の解散についてご説明申し上げます。

議案書の21ページをお開きいただきたいと思います。

十勝19市町村で消防に関する事務の共同処理を行うとかち広域消防事務組合を新たに設立することに伴い、同組合において事務の共同処理を開始する前日の平成28年3月31日をもって東十勝消防事務組合を解散しようとするものであります。一部事務組合の解散につきましては、自治法の規定により、関係する地方公共団体の議会の議決を経ることとされておりますことから、今回提案をさせていただくものであります。

最後に、今後のスケジュールをご説明いたします。資料の2をご覧くださいませうでしょうか。追加で配布させていただきましたA3横の大きな資料になりますが、この表は、縦に時間軸を、横に左から右に複合事務組合、現在の消防の一部事務組合、市町村、市町村議会、十勝総合振興局の該当事項を記載しております。右から二番目の市町村議会の列をご覧くださいと思います。本日は、平成26年12月のところにありますが、新組合規約制定議決、4組合解散議決等に関する提案をさせていただいております。本町をはじめ19市町村での議決がなされた後に、来年の2月に知事に対し新組合設立申請を19市町村長連盟で行い、十勝総合振興局のところになりますけれども、5月に知事からの設立許可後に新組合を設立しようとするものであります。その後約1年をかけて移行準備を進め、28年4月1日から広域消防業務を開始することとなります。

また、27年度中には解散する消防事務組合の財産処分に関する議決や、消防団を町村のもとに設置する関係条例の制定等の手続きを行った上で、28年3月31日をもって現在の一部事務組合を解散し、広域消防業務の開始と同時に消防団を市町村に移行する運びとなるものです。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申しあげます。

- 委員長（前川雅志） 説明が終わりました。皆様から質疑等ございましたら挙手の上発言を願いたいと思います。ご質問はございませんか。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 広域化そのものに不安を感じるものですから、ここまで進められて丁寧に説明をいただくとむなしい気持ちになります。認めたくはないのですが淡々とすすんでいくので、ちょっとだけ経費の関係で。

ご説明いただいた経費の中で議会費とか、それだけが別途取り出されて決められていますけれども、全体の運営。背景は全体が一本ですよ。町なんかは一般会計、特別会計があるのですが、このとかち広域消防事務組合というのは、とかち広域消防事務組合の会計として一本化されていく中で、それぞれ負担割合というのは均等割、人口割で全体の負担が決まっていくと思うのです。その全体で負担した経費の中から議会費であるとか人件費が配分されていくのだらうと思うのですけれども、ここでは議会費ですとか公平委員会費ですとかが別途先に決められて、後については議会で決めるとなっているのですけれども、一部事務組合の経費の決め方というのは仕組み上、大体こうなっているのですか。

- 委員長（前川雅志） 企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） 本来は、一部事務組合は一つの自治体になりますので、本来であればすべての経費を第1号、第2号といったように負担割合をきちんと明示しておくのが本来であると思います。しかしながら北海道の、先行する今の例えば東十勝消防事務組合にあってもですね、議会費等については負担割合をもって定めておりますけれども、それぞれの署所の状況が各市町村によって、特に幕別町の場合は合併前でも幕別と札内に署が二つありまして、一般的な自治体と比較しても消防経費というのは他の自治体よりも高くかかっています。

東十勝消防事務組合の中にあっては、現行そういったことからそれぞれの町の署員の人件費をはじめ、建物の維持管理費や建物の改修ですとか新設、それから車両の購入費、これらについてはそれぞれの町が負担する、これがいわゆる自賄い方式ですね。ですので今、東十勝消防事務組合で行われているような経費の負担のあり方が、とかち広域消防事務組合になっても当分の間は続けると。これについては何年を目途に解消するということまでは至っておりません。

ですので、本来は人口割ですとか面積割ですとか、基準財政需要額割ですとかいうような形が望ましいのでしょうけれども、これまでの19市町村の協議の中にあってやはりそこまでの合意に至っていないので引き続き広域化後も協議してまいりましょうということで、当分の間それぞれの町の費用はそれぞれの町が負担をするという、今の東十勝消防事務組合の経費負担のあり方と変わりはありません。

- 委員長（前川雅志） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 当分の間ということですので、本当はもっともっと前に実施されるものでしたよね。それがなかなか19市町村の合意が得られない。一つがその自賄い方式の問題でしたよね。たしかこれは、当分の間自賄い方式ということ、協議が煮詰まらなかったのを煮詰まることを目標にしながらそれを残してやっていくということですが、それは目標を持って取り組まれるのだと思うのですよね。いつまでもこういう方法が続いていくということには思わないのですけれども、その辺は協議で詰められているのでしょうか。それぞれの負担がいつまでも置かれていて、こちらだけがどんどん走っていくと、ずっとなっていくのではないと思うのです。どうなのですか。

- 委員長（前川雅志） 企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） この運営計画の中にもありますけれども、5年というのがときどき数字として出てきます。広域化後5年を目途に。これは給与の統一等については5年というのが明らかにしておりますけれども、その今言いましたような、それ以外の部分については5年というのも結果的には明示できない調整結果となっておりますので、引き続き努力をしていくということでもあります。

- 委員長（前川雅志） ほかにありませんか。芳滝委員。
- 委員（芳滝仁） 全体の形としてわかりやすくとらめたいと思って質問するのですが、事務所を帯広においてそこにみんな情報が集まる。災害があった時に集まってそこから幕別なら幕別のところに出ていくように命令が来るという格好になる。結局帯広でも向こうで手が足りないと札内から行かないとならないということもあるだろうし、札内で複数の何かがあって帯広から来てもらえるということも全体をとらめえるなかでそういう出動の仕方がおそらく想定されてくるのだらうと思うのですよね。

そういう時に消防署の職員は、定数で決まってくるのだと思うのですけれども、幕別町で自賄いで採用する。その職員もひょっとしたらほかのところに出て行って仕事をしないとならない。そういうところで、各町村における業務が過密になるところと過疎に

なる、そういうところが心配はないのだろうか。おそらくそういうようなことによって多少は消防の職員はある程度減らされていくというイメージを私は持っているのですけれども、その辺の全体的な、自賄いで事務だけ統一するわけですから、そのイメージで良いのかどうかお伺いしたい。

- 委員長（前川雅志） 企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） 広域化の時点では組織を統合して、それから高機能指令センター、今おっしゃられたようにすべての119番が帯広に入ります。それによって指揮命令系統を統一するというのが大きな第一歩になるわけです。その中で前回も出動計画についてご説明させていただきましたけれども、これまでは一つの自治体のエリアというのが基本だったわけですが、それをまたいでも当然行くということになりますので、それによって過疎、過密になるという考え方は持っておりませんが、心配されているように減らされていくというのも現時点では同じ署所を、うちで言えば糠内の分遣所も置くわけですから、現時点においては署所については現行どおり移行するとしておりまして、今後、今の段階で減らされていくのではないかと、そういうことは申し上げることは出来ないわけです。
- 委員長（前川雅志） ほかにございませんか。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 関連なのですけれども、その近隣を応援しあうメリットがあると前回説明を受けておりまして、その後の新聞報道の中で、今芳滝委員が過疎過密というような言い方をされたのですけれども、帯広と中札内が連携を取るようになる、中札内の人たちが中札内の近くの帯広で災害があった時に出動してくる。そしたら中札内が空になるというような事例が示されていて、それで助けられるところは助かるのだけれども、助けに行った人たちの本拠地が逆に手薄になるというような記事だったものですから、そういった議論もされて出されているのだと思うのですけれども、そういうことも含めてきちんと体制はとられているということなのではないでしょうか。
- 委員長（前川雅志） 副町長。
- 副町長（高橋平明） 消防区域の見直しについては前にお示しをしたところでありますけれども、例えば本町におきましては十勝川温泉、札内の消防署から十勝川温泉が出動区域に含みますけれども、反対に古舞、明倫地区については帯広の消防署から出てきていただくと。ですから区域そのもの、出動する場所は変わりますが、区域全体の仕事の量としてはたとえば災害の発生件数からいけば、多少の多い少ないは出てくる可能性はあります。そういった意味で、一番近いところから出動して、その近いところで人命救助を最優先しようというのが趣旨でありますので、そこから出た場合については、今おっしゃられたようにたとえばその消防署が空になるということは決してありませんので、空にしないためのバックアップ体制をどうとるかまでを合わせて一緒に協議させていただいていますので。

例えば大きな災害、中規模でもですね。職員全員が出ていくことは絶対に無いのですけれども、出て行って次の救急隊員がいらないというケースはあり得ると思うのです。消防署外に出て行ってしまつて。そういう場合についてはどこどこの署がそのバックアップの体制を取るという、そういったことまで、事細かく検討させていただいておりますので、それぞれのケースバイケースに合わせた検討はこれからも引き続き行っていつて、必ずバックアップ体制を取るということも、今話の中で進められているところであります。

- 委員長（前川雅志） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 当然そうならなかったらならないと思うのですけれども、協力関係

ができるというのが一番の大きなメリットだという説明をうけた後での指摘だったものですから、必ずしもメリットとは言えないのかという、現地をわかっている人が現地の災害にきちんと役割を果たすというのが一番の消防の役割だと思いますので、そんなことも自分たちはあり得るのだということも考えて判断していかなくてはならないのだなと思ったのです。相談もしているし、されるということですから、これからの調整ということですよ。現時点ではきちんと固まっていないということですよ。わかりました。

○ 委員長（前川雅志） 芳滝委員。

○ 委員（芳滝仁） 今の話は、助け合える形がきちんとなれば、私の経験でも札内のゴルフ場の練習場で倒れた人が、幕別が居なくて池田の方から来て、帯広から来てくれたら助かったのになと、そんな事例もありますから、そういうことがうまくならないのかなという思いはありましたのですね。その辺は整えれば良いと思うのですけれども。

もう一つは団とのいわゆる意思の疎通の仕方が、うまく協力をしていけるのか。そういう体制をどのような形にしていけるのか。

もう一つは、砂川に視察に行かせていただいたのですけれども、機材を入れましてテレビで映り、住所を示せる恰好になっていました。本部でそこをキャッチして、それをそのままデータでそこに送って、ここに行くんだときちゃんと機材等について揃えていかないとならないだろうけれども、予算の配分、そのあたりの事はどうなっていますか。

○ 委員長（前川雅志） 企画室長。

○ 企画室長（伊藤博明） まず消防団との連携につきましては、先ほどの説明の中でも申し上げましたけれども、現行は東十勝消防事務組合の中に消防団を設けておりますけれども、広域化にあっては、国の法律の中から消防団は広域化の対象外とするという大きな前提がありますので、当然私どもの広域化にあっても消防団については広域化にならないわけでありまして、広域化と同時に今度は幕別町の中に条例、規則を制定して消防団の、団の設置ですとか定数を定めるということから、実際には広域化後にあっても今の幕別消防署ですとか札内消防署ですとか忠類消防署ですとか支署ですとか、その職員がその消防団との連携、意思疎通は当然当たっていかないと、町に移行したからといって我々町の事務職員が消防団の方と連携していくことは現実的に不可能ですので、そういったことについては広域の消防署の職員を幕別町の職員に併任発令するということで今考えているところであります。

それと先ほどおっしゃられましたように、今回高機能指令センターの整備に係る予算を今定例会に提案しておりますけれども、高機能指令センターというのは今芳滝委員おっしゃられたように、現状うちのシステム上は、携帯電話からの119番通報はその場所が特定できないわけですが、今度の高機能指令センターにあっては電話をかけている人の場所が特定できて、なおかつそれをデータとして署や、あるいは駆けつけたところで対応できるようにというのを十分やることとなっておりますので、その点については格段これまでとは状況は変わってくると思います。

○ 委員長（前川雅志） ほかにございませんか。よろしいですか。ないようでありますので質疑を閉じさせていただきます。説明員の皆さまが退席されますので暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○ 委員長（前川雅志） 休憩を解いて再開いたします。議案第81号 とちか広域消防事務組合の設立についてと、議案第82号 東十勝消防事務組合規約の変更について、および議案第83号 東十勝消防事務組合の解散については、継続審査とさせていただきます。

と思いますがよろしいですか。

(よいの声あり)

- 委員長（前川雅志） それではこの3議件につきましては継続審査とさせていただきます。

(2)請願であります。『「南京大虐殺」「従軍慰安婦」のねつ造に対する公正な歴史認識の徹底検証及び対応を求める意見書』の提出を求める請願書を議題といたします。9月3日から継続審査をさせていただいておりますが、委員の皆様からご意見等ございましたら挙手の上発言をお願いいたします。乾委員。

- 委員（乾邦廣） この請願第1号は国と国の、政府の方でしっかりと精査して解決していただきたいなと私は思っておりますけれども、一幕別町議会にこの請願が上がってきて、大変難しい判断だと思っております。私もこれをどのように処理したら良いか皆目見当がついておりませんので、もうしばらく検討させていただきたいと思っておりますので継続を希望いたします。
- 委員長（前川雅志） ただいま、もう少し検討させていただきながら、というご意見が出ましたが委員の皆様からほかにご意見がなければさらに継続をさせていただきたいと思いますがそれでよろしいですか。

(よいの声あり)

- 委員長（前川雅志） それでは請願第1号 『「南京大虐殺」「従軍慰安婦」のねつ造に対する公正な歴史認識の徹底検証及び対応を求める意見書』の提出を求める請願書につきましては会期中の継続審査とさせていただきます。

◇調査内容（所管事務調査）

◎ 所管事務調査項目について

- 委員長（前川雅志） それでは所管事務調査を議題とさせていただきます。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（前川雅志） 休憩を解いて再開いたします。所管事務調査項目につきましては、正副委員長にある程度お任せいただきまして、日時等は1月中から2月ということと考えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それとこの会期中の次回総務文教常任委員会なのですが、12月8日か9日の午後からくらいで考えています。暫時休憩します。

（暫時休憩）

- 委員長（前川雅志） 休憩を解いて再開いたします。次回総務文教常任委員会につきましては12月8日月曜日10時からということで開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

3番、その他であります。皆様からなにかございますか。なければ総務文教常任委員会を閉会いたします。

（14：24 閉会）